

論 説

資本会計新論

～形式的資本維持から実質的資本充実へのパラダイムシフト～

藤 田 敬 司

目 次

はじめに
第1章 「純資産の部」形成の経緯
第2章 「資本取引・損益取引区分の原則」の変質
第3章 コーポレート・ファイナンスにおける資本と負債
第4章 評価・換算差額等（累計その他包括損益）
第5章 新株予約権
第6章 非支配株主持分
第7章 パーゼルⅢにみる自己資本のコア
おわりに

は じ め に

「資本」は、生産設備のような物的資本（固定資本）やワーキングファンドのような経営資本（流動資本）、果ては人的資本をも意味するが、ここでは資産から負債を差引いた「自己資本」をいう。バランスシート重視、連結重視へと進化してきた会計では、「収益費用をいつどのように認識し測定するか」よりも、「資産とは何か、負債とは何か」のほうが資本の中身を決定する。さらに連結ベースでは「企業とは何か」、「資本取引と損益取引をどのように区分すべきか」が資本決定のキー・ポイントになる。いずれも古くて新しいテーマであるが、公正価値重視時代には新たな視点で取り組む必要が高まっていると考える。

現在の（親会社）株主だけが企業所有者ではなく、グループ企業の株主となる可能性のある投資家も企業所有者とみるのが最近の US・GAAP/IFRS であり、資本取引の範囲が広がれば、それだけ損益取引の範囲は狭くなる。資本と利益を新たな視点で区分する所以である。

第1章では、旧商法時代の「資本の部」は、平成18年からの新会社法施行時から「純資産の部」へと進化発展し、株主資本以外の純資産を含む形になった経緯をレビューする。疑似資産・疑似負債やオフバランスとなっていた将来損益決定要因はそこに收容されたのである。そのプロセスや理由をレビューすることがこれから資本会計を見直す契機となる。

第2章では、わが国の資本会計は、「資本取引・損益取引区分の原則」の変質により、形式的な資本維持から脱却し、実質的な資本充実への変化、「パラダイムシフト」と呼ぶべき変化が起ったプロセスを描き出す。

第3章では、資金調達手段としての負債と資本の違いを明らかにする。そこでは、貸借対

照表上の伝統的な「負債・資本区分表示問題」に止まらず、自社発行株式が支払手段として使われる時代にふさわしい両者の境界線を、IFRS に依拠して明らかにする。¹⁾

第 4 章では、評価換算差額等 (累積その他包括利益) の構成要素を個別に解明し、改めて包括利益の意義を問う。第 5 章は新株予約権の資本としての本質を、第 6 章は連結資本における 100% 未満子会社の非支配株主持分を、夫々分析する。第 7 章は BIS の銀行自己資本比率規制 Basel III を参考に、一般事業会社にとっても必要な“損失吸収機能”のコア部分について検討する。

第 1 章 「純資産の部」形成の経緯

資本 (Capital) から「純資産 (Net assets) の部」へ

わが国会計基準は、グローバル化の指標である US・GAAP や IFRS に収斂しているが、あまり目立たないところに永年の慣習を残している。その US・GAAP や IFRS も、次から次へと開発される金融商品を後追いしながら、頻繁に見直されている。

さて、わが国で資本といえば資本金・準備金・剰余金だったが、平成 17 年改正会社法では「純資産の部」となった。元は資産 (実は疑似資産) であり負債 (実は疑似負債) だった項目のほか、オフバランスとなっていた項目もここに収納されたのである。

だが、資産や負債の部から疑似資産負債が完全に一掃されたわけではない、繰延 (税金) 資産や前払費用は相変わらず資産であり、前受け収益は相変わらず負債である。他にも、日頃は損益計算や資産評価などに注目しているといふ見過ごしてしまう会計現象がほかにもある。最近の株主総会招集通知に添付の財務報告を眺めていると、作成基準が日本基準、米国基準、IFRS と多彩であるだけに、基準間の相違が目立つ。

“疑似資産”、“疑似負債”を収納した「純資産の部」

1990 年代から始まったわが国会計現代化の内容は、米国概念フレームワークの影響もあり、「収益費用の期間対応」から「資産負債の定義重視」への切替えだった。疑似資産負債のいくつかは、その結果「純資産の部」に収納されてきた (4 頁の図表 1-1 及び 1-2 参照)。

その典型例は**自己株式**である。旧商法では取得後 1 年以内に処分すべき「流動資産」だったが、ストック・オプションの権利行使に備える目的で金庫株 (treasury stock) が導入され、その他有価証券として「固定資産」に組入れられた。だが資産の定義に合わず「株主資本」の控除項目となった。B/S を時計と反対まわりにまわって元の出生地に“終の棲家”を見つけ

1) 川村義則 (2010) は、資本・利益の区分を動的視点と呼び、貸借対照表上の負債・資本の区分を静態的視点と呼ぶ。19 世ドイツの E・シュマーレンバッハ『動的貸借対照表論』を想起させる視点であるが、取得原価よりも公正価値に重点がシフトし資本の一部の増減が包括利益の一部を構成するいま、資本分析は従来以上に動的視点を必要とする。

た感じである。

第2は**繰延資産**。かつて8つ認められて、いまま財務諸表規則には5つ残っている。²⁾

ところが、大企業の個別貸借対照表に表れるのは社債発行費用ぐらいである。³⁾

同じく有価証券発行費用である新株発行費用はどうなったか。財務諸表規則ではいまでも繰延資産であるが、平成17年の会社法は、US・GAAPに倣って、払込み金額から控除し純額を資本金とした。「資本取引と損益取引の区分」は企業会計一般原則の一つであり、「(資本取引によって増加する)払込剰余金から、(損益取引によって発生する)新株発行費用を控除することは許されない」という(注2、カッコ内は筆者が補足)。これは一見すると、国際化の荒波に飲まれ重要な会計原則を忘れてしまった形である。しかし、新株発行費用のほうは、社債発行費用のように繰延資産とせず、資本控除するほうが合理的だ。社債は償還期限があるから収益と対応させて費用化できるが、新株は通常“無期限に”市場に出回っているから償却期間を何年とは決められないからである。⁴⁾

第3は**為替換算差額**。平成7年の外貨取引等会計基準では、在外子会社・関連会社の財務諸表項目は決算日レート法に似た方法で換算するようになった。一方、親会社側は事業投資として取得原価に据え置く。その結果不可避免的に発生する換算差額は「為替換算調整勘定」として資産の部または負債の部に計上することになった。だが資産負債の定義に合わず、平成11年改正基準では純資産の部に収容された。

第4は**その他有価証券の時価評価差額と繰延ヘッジ差額**。いずれも金融商品会計基準による時価会計が始まると、取得原価・実現基準オンリーの下ではオフバランスとなっていた含み損益がここにオンバランス化された。個別財務諸表の「評価・換算差額等」には上記為替換算差額を含み、連結財務諸表の「その他包括利益累計額」では確定給付型年金制度の過去勤務債務などもここに計上されようとしている。

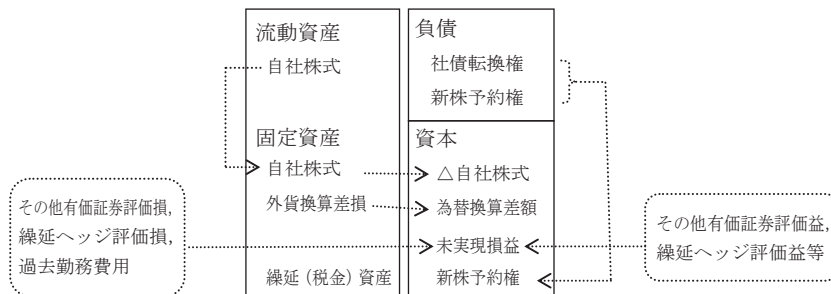
第5は**新株予約権**。平成13年商法改正により、かつての「新株引受権」は「新株予約権」と呼ばれるようになった。ところが、“権利行使の有無が確定するまでの間は、その性格が確定しないことから”，仮勘定として負債の部に置いていた。社債の一部としてまたは独立に社債を普通株式に転換できるまたは買うことができる権利であるが、現在の株主の財産だけを資本とすれば、それは資本というよりも負債に近いと考えられたのである。⁵⁾

2) 財務諸表規則が認める5つの繰延資産：創立費、開業費、株式交付費、社債発行費、開発費（第37条）。
3) 米国SFAC6号は、社債発行費は資産の定義を満たさないため直ちに経費処理するか、償却開始前の社債債務から控除し、実効利子に反映するよう求めている（par.235）。
4) 償却期間の見積り困難性は、他の繰延資産や買収のれんについてもいえる。償却すべき期間がはっきりしている社債発行費用にしても、繰延資産とするよりも社債発行差額と同じように実効利子率による償却原価法適用のほうがスマートである。
5) IAS32号は、転換権付き社債を「負債証券としての社債」と「株主持分としての株式転換オプション」の複合金融商品とみる（AG30）。

その後の会計国際化の過程では、法形式論だけでは対応し切れなくなり、潜在的に株主資本となる可能性がある新株予約権は、平成 17 年 7 月の会社法と同年 12 月の企業会計基準第 5 号によって、評価換算差額等（累積その他包括利益）や連結ベースの非支配株主持分と共に純資産の部に収容された。

以上のように、純資産の部は表面的には国際的基準に収斂したが、あくまでも「株主資本」が主役であり、その他諸々は株主資本以外の資本である。個別貸借対照表の純資産の部では、評価換算差額等と新株予約権は脇役または間借り人であり、連結貸借対照表では非支配株主持分がそうである。

図表 1-1 オフバランス・疑似資産負債の資本への収容過程



図表 1-2 株主資本の新旧表示比較⁶⁾

平成 14 年「企業会計基準適用指針第 2 号」による連結 B/S 上の「資本の部」の表示	平成 17 年 12 月「企業会計基準第 5 号および適用指針第 8 号」による連結 B/S 上の「純資産の部」の表示
I 資本金	I 株主資本
II 資本剰余金	1 資本金
III 利益剰余金	2 新株申込証拠金
IV 土地再評価差額金	3 資本剰余金
V その他有価証券評価差額金	4 利益剰余金
VI 為替換算調整勘定	5 自己株式
VII 自己株式	6 自己株式申込証拠金
資本合計	株主資本合計
	II 評価・換算差額等
	1 その他有価証券評価差額
	2 繰延ヘッジ損益
	3 土地再評価差額金
	4 為替換算調整勘定
	評価・換算差額等合計
	III 新株予約権
	IV 少数株主持分
	純資産合計

6) IFRS 概念フレームワークは、株主払込資本、剰余金、資本維持・調整項目を区分表示するよう求めているが、それ以外のカテゴリー別表示は各国法制に委ねている。わが国の新表示では株主払込資本とその他純資産に大別するが、US/GAAP 等と異なるところである。

第2章「資本取引・損益取引区分の原則」の変質

平成13年商法改正及び平成17年会社法で変わった資本金計

純資産の部の表示に関する企業会計基準第5号（平成17年）は、株主資本とその他に区分し、株主資本を、資本金・資本剰余金・その他資本剰余金から成る部分（以下「資本性資本」グループという）と、利益剰余金・その他利益剰余金ならなる部分（以下は「利益性資本」グループという）に分けている。この表示方法は基本的に旧商法時代と変わっていないが、「資本取引・損益取引区分の原則」は大いに変質した。

旧商法は、上記2グループ内部の振替は禁止する一方、利益準備金や配当可能利益の資本金への組入れを認めていた、すなわち「利益性資本」から「資本性資本」への振替を認めていた。形式的な「資本維持」を優先したからである。

会社法は、同一グループ内部の振替を解禁し「資本性資本」からの配当も「利益性資本」からの配当も認めるとともに、2グループ間の振替を原則として禁止した。

企業会計基準第1号も「資本剰余金の各項目は、利益剰余金の各項目と混同してはならない」（第19項）とし、2グループ間の振替を禁止した。資本取引・損益取引区分の原則の後段：「資本剰余金と利益剰余金の区分」は、払込資本と留保利益の区分を要請するものであるが、これがほぼ完全に復活した形である。形式的な資本維持よりも企業の自治と開示の充実に委ね、株主側には「資本性資本」からの配当は投資（有価証券）の戻り、「利益性資本」からの配当は受取配当金と区分するようになった（企業会計基準適用指針第3号）。

以上は下記図表2-1のようにまとめられる。

図表2-1 資本取引・損益取引区分の原則の変質

	旧商法の区分	会社法の区分
資本性資本内部の振替	No：制限されていた	Yes：その他資本剰余金の配当も可能（投資戻り）
利益性資本内部の振替	No：制限されていた	Yes：その他利益剰余金の配当は当然可能
2グループ間の振替	Yes：資本維持優先*	No：払込資本と利益剰余金の振替を禁止

*：旧商法は、債権者を保護するために“株主からの払込資本は維持すべきもの”と考え、利益準備金の資本組入や、配当可能利益の資本金への組入れを認める一方、逆方向への動きは厳しく制限していた。会社法は、形式的な「資本維持」思考を放棄したが、払込資本と利益剰余金を峻別し、正確な利益計算のための実質的な「資本維持」（US・GAAP/IFRS の概念フレームワークでいう“キャピタル・メンテナンス”）を計っている。⁷⁾

上記のように、その他資本剰余金からの配当も可能となったが、企業としては過剰資本の払戻しであり、株主からみれば投資の戻りであって投資の果実としての配当収益ではない。こうした資本取引・損益取引区分の厳格化は、企業会計基準第6号とその適用指針は「株主資本

7) 米国概念書（SFAC）6号とIFRSフレームワークは、財務的資本維持と物理的資本維持に区分する。前者は利益計算に使い、期首から期末までの1年間の純資産増加額から株主との資本取引による増減額を調整したネット増加額を利益とする。後者は生産能力の維持を前提とした利益計算に使う。

等変動計算書」によって開示され、実行が担保されるようになった。新しい計算書は自己株式の取得を剰余金の株主への還元として開示するよう求めた。

自己株式 (treasury stock) の取得・処分は資本取引となった

自己株式を資産から資本控除に移したのは、資産の定義に合わないからということだけではなく、「資本取引と損益取引の区分」の厳格化と米国会計基準の影響があった。⁸⁾

前者については、企業会計基準第 1 号「自己株式及び準備金の減少等に関する会計基準」がある。自己株式の取得処分は「資本取引」となったのである。後者については、米国の例を挙げれば、金庫株の売買取引が活発化し、株価操作だけでなく益出しに使うケースが目立ったために、自己株式を発行済み株式からの控除項目としたといわれている (J・Dodd ほか)。「資本取引と損益取引の区分の原則」は益出し禁止の根拠となったのである。

株式配当 (stock dividends) は利益配当ではなく株式分割となった

会社は貸借対照表上の剰余金に相当する現金を保有しているとは限らない。たとえ保有していたとしても、それは設備投資等に活用したいときがある。だからといって株主に対してなら配当しないわけには行かないことがある。剰余金がある以上無配当方針を貫くことは困難である。そのような時に使われたのが「株式配当」(stock dividend) であった。表面的には、“会社は一時的借入で現金配当し、株主は配当金受領と同時に同額を増資資金として払い込んだ”と釈明できないこともない。しかし、いかにも不自然な言い訳だ。それにもかかわらず株配が行われた背景には旧商法があった。それは「利益準備金や配当可能利益の資本金への組入れ」を認め、株配を正当化していたのである。旧商法は債権者保護のための「資本維持」には熱心であったが、資本金と利益剰余金の区分には無頓着だった。いずれにせよ、株配では、株主の持株数は増え、会社の帳簿上剰余金が資本に振替えるだけで会社資産はまったく増えない。子会社からの株配を配当収益と看做せば個別決算では利益操作に利用される可能性があった (連結ベースでは相殺消去されたが)。

平成 2 年の商法改正により株配は「株式分割」となったが、資本取引・損益取引の新しい区分方法に適っていた。

「資本取引・損益取引区分の原則」の変質と配当問題

「資本取引と損益取引の区分」と「資本剰余金と利益剰余金の区分」は、企業会計原則の一般原則の一つである。しかし、そこで例示されているケース：「新株発行費用は払込み剰余金

8) 自己株式処分差額はすべてその他資本剰余金に加減し、消却額もその他資本剰余金を減額することになった。ただ、付随費用を営業外費用とするなど損益取引との混同が残る。

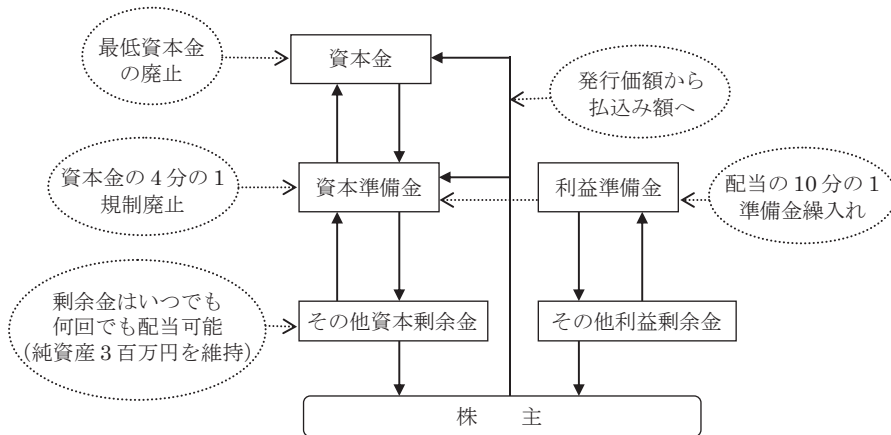
から控除することは許されない」はもはや厳守すべき区分だとは考えられていない。上記で述べてきたように、自己株式取引も損益取引から資本取引となった。旧商法は形式的な資本維持には熱心であったが、当区分には無頓着であった。平成 17 年会社法は、配当規制に関しては資本剰余金と利益剰余金を区分せず、払込資本からの配当も可能とした。

それだけに、下記図表 2-2 および 2-3 のように、資本剰余金と利益剰余金の区分は配当処理にとって重要になってきた。

図表 2-2 配当の区分と会計処理

配当財源	配当の形態	会計処理
その他資本剰余金	払込資本取崩し	投資家には「投資の戻り」
その他利益剰余金	株式配当	資本金・資本剰余金へ振替
その他利益剰余金	現金配当	投資家には受取配当収益

図表 2-3 資本金・資本準備金・資本剰余金の縦の規制緩和と
資本剰余金・利益剰余金の横の区分強化⁹⁾



第3章 コーポレート・ファイナンスにおける資本と負債

資金調達手段としての資本と負債

広義の資本には、自己資本のほかに他人資本である負債も含まれるため、資本 (Equity) とは何かを考えるに当たっては、まず負債 (Debt) との違いを明らかにしておく必要がある。コーポレート・ファイナンスにおいては通常、自己資本と他人資本は、将来キャッシュフローが確定していないかそれとも確定しているか、資金コストである配当と利息が損金算入できないかできるかによって区分される。

9) 詳しくは拙著 (2006) 『資本・負債・デリバティブの会計』第1章参照。

下記図表 3-1 は、2001 年の米国で最も包括的に資本の特徴を負債と対比分析していた R・シュレーダー『財務会計の理論と分析』を参考に作成したものである。当時は、項目 7 の新株引受権や項目 8 の転換社債に賦与された株式への転換権、新株予約権は資本に区分すべきであるとハッキリ断定していなかったことが分る。

図表 3-1 負債との対比でみる資本の特徴

	負債 (社債など)	資本 (株式など)
1. 満期日	ある。	ない。
2. 会社資産に対する請求権	事業清算時には債権者は資本主に優先する。	債権者に劣後する。純資産に対する残余請求権 (residual interest)。
3. 利益配分請求権の会計と税務	利息は累積的優先請求権。費用処理され税務上損金扱い。	配当は非累積的、劣後請求権。費用ではなく損金不算入。
4. 経営関与権	通常行使できない。デフォルト時には行使できる。	普通株式には議決権あり。
5. 満期日と投資価値	満期日まで価値一定。	価値は常に変動する。
6. 投資家の意図	安全第一。	Gain&Loss あり。
7. 新株引受権 (*)	通常は負債ではない。	株主権の一部である。
8. 新株予約権	株式転換権付き社債はいま負債であるが資本に変わり得る。	持分証券性があると考えて良い。
9. 1 株当たり利益	希薄化しない。	希薄化する。
10. 払戻し請求権	利息と元本の償還を請求できる。	法的な支払強制力はない。
11. 収益力のレベルと証券発行の合理性	収益力が高いときは負債証券のほうが合理的。	収益力が低いときは持分証券のほうが合理的。
12. 証券発行費用の処理	ルール不明確。繰延資産として定額償却する例もある。	資本から控除する。 ¹⁰⁾

(*) 新株引受権 (preemptive right) とは、新株予約権のようなコールオプションとはややニュアンスが異なり、主に“既存株主”に賦与された“新株を引受ける権利”を表す。

有利子負債の節税効果と最適資本構造 (負債と資本の組み合わせ)

コーポレート・ファイナンスでは、上記 3 項の有利子負債の節税効果 (tax shield) に注目し、負債と資本の最適組み合わせ (optimal mix of debt and equity) はどうあるべきか、長期的な資本構造はどうあるべきかを探る議論が活発に行われている。¹¹⁾

下記図表 3-2 では、負債資本比率が 1 倍 (200 対 200) と 3 倍 (300 対 100) に単純化した 2 例を比較している。

10) SAB Topic5-A” Expenses of Offering” や、AICPA の Technical Aids (TIS Section 4110) によれば、株式発行による手取り額から控除し、手取純額を資本の部に計上する (DLT)。

11) 負債の節税効果は、WACC による資本コスト計算では鮮明である。例えば長期借入金利が年利 5% であっても、実効税率 40% であれば、税後では $5 \times (1 - 0.4) = 3\%$ となる。他方、持分の資本コストは、リスクフリー金利が年利 3% であっても、投資リターンの期待利率 10%、 β 値 1.0 と仮定すれば、 $3 + 1.0 \times (10 - 3) = 10.0\%$ の高いコストとなる。

図表 3-2 負債資本比率によって ROE と ROA はどう変わるか

	資産 400	Debt 200 Equity 200	資産 400	Debt 300 Equity 100
営業利益		40		40
支払利息（5%p.a.）		10		15
税前利益（課税所得）		30		25
Tax（40%）		12		10
純利益		18		15
ROE（純利益÷持分）		9%		15%
ROA（純利益÷総資産）		4.5%		3.75%

上記設例から負債資本比率を高めれば ROE は高まることは分る。だが、自己資本比率が低ければ倒産リスクが高まり、格付けの低下によって有利子負債による資金調達コストは確実に上昇する。実効税率、加速度償却、繰延欠損金など、企業が置かれたポジションに照らして最適組み合わせを見出すべきである。

負債と資本の 2 つの性格をもつ複合証券

ファイナンス手段としての金融商品には負債証券と持分証券の 2 面性をもつものがある。本来の負債証券または持分証券にコールまたはプットオプションが付いた複合証券は 2 つの境界線をあいまいにする弊害があるが、デリバティブを非難するだけでは除去できない。初めに発行体のニーズと投資家のニーズがあり、2 つを両立させようとするところから 2 面性ある金融商品が開発されてきたはずである。

創業期の企業にとっても安定志向の経営者にとっても、利害関係者の信用を確保し、不測の損失を吸収する持分証券がまず不可欠である。利益を安定的に確保できるようになると、一定の資産に対する純利益比率（ROE）を向上するには資本コストである利息を損金処理できる負債証券を選好する。投資家は信用格付けによってリスク回避的に行動する一方、リスク一定とすればより大きなリターンを選択する。

「残余請求権」としての資本¹²⁾

上記図表 3-1 の対比表でみられる資本の最も重要な特徴は、会社清算時には債権者に優先弁済し、残る財産を株主に帰属させる「残余請求権」、平たく言えば“損失吸収力”である。概念フレームワークは、資産とは経済的資源の流入、負債は経済的資源の流出と定義し、その差額である資本を残余請求権とみる。「資産－負債＝資本」は「資産＝負債＋資本」であるから、

12) IFRS 概念フレームワークは Equity を「資産から負債を差引いた後に残る残余持分（Residual interest）」と定義している。この定義はこれからも変わらないであろう。

ファイナンス的にはデット（負債）とエクイティ（資本）はともに資金調達の源泉であり、いずれも資産に対する請求権を表すが、リスクテイクの順序では、負債を弁済したあとに残る財産が資本というわけである。この「残余財産権説」を手掛かりに、資本の中身を子細に点検すると、形は資本であっても、その中には“疑似資本乃至実質負債”がいろいろ紛れ込んでいることが判る。負債と資本の境界線は、概念的にはクリアであるが、実際にはあいまいといわざるを得ない。

たとえば、わが国では株式と名のつくものを発行すれば資本である。償還株式であっても、その実態は社債であり負債であっても、法形式が株式であれば自動的に資本とする。たしかに、株式とは株主の会社財産に対する所有権の徴表である。だが、強制償還株式（mandatorily redeemable stocks）の形式は普通株式であっても、企業はある時点でまたはある事象が起ると無条件に償還する義務を負うならば、それは負債証券に他ならない。したがって、米国 SFAS150 号は、負債と資本の 2 つの性格をもつ金融商品をどう表示すべきかを示す会計基準であるが、概念フレームワーク 6 号を援用して、強制償還株式は「負債」として表示するよう求めている（par18）。米国会計基準はルール型と言われることが多いが、必ずしもそうではなく、実態重視の原則型でもあることを示す一例である。¹³⁾

種類株式

わが国の会社法は権利内容の異なる株式発行を認めている。剰余金・残余財産の分配については優先株・普通株・後配株、未払配当については累積型と非累積型がある。このうち、累積型・優先株の実態は社債に近い。

自己株式を取得する点でいえば、議決権制限株式のほか、取得請求権付株式や取得条項付株式のように、株主が売る権利（プットオプション）や発行体が買い取る権利（コールオプション）が付いた株式、すなわち社債に近い株式もある。

わが国では、上記のような種類株式は、形式が株式であれば実態を顧慮することなくすべて資本とする。ルール型会計の顕著な例である。

デット・エクイティ・スワップ（DES、債務の株式化）

貸付金の一部が明らかに回収不能となったとき、債権者は債権放棄（債務免除）で対応するのが常套手段である。ところが、金融商品会計実務指針第 6 号「デット・エクイティ・スワップにおける債権者の会計処理」（平成 14 年）は、債権を投資に振替、債権整理損を最小限に抑えながら、過剰債務に苦しむ債務者を救済する、新たな方法を指南している。

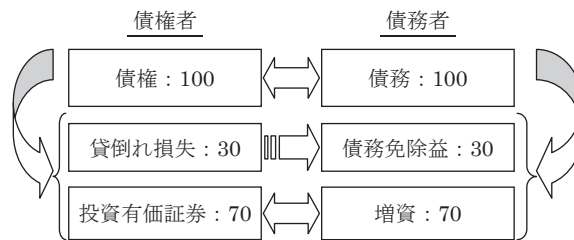
13) わが国にも討議資料としての概念フレームワークがあり資産負債の定義もあるが、実態は負債性証券であっても形式を優先して株式は株主資本である。

いま債権の額面を 100、回収可能予測額を 70 とすれば、まず貸倒れ損失 30 を認識し、時価 70 の債権を現物出資としたものとして投資有価証券に振替える。

この実務指針は債務者側の会計処理に触れていないが、債権者グループと債務者が取り交わした DES 契約の結果は下記図表 3-2 のように、債務者の有利子負債は減り、増資額との差額は債務免除益となる。¹⁴⁾

ただし、フレッシュマネーを伴わない“形だけの増資”だけでは、再建へのリストラが終わる可能性は低い。この辺りに DES の最大の問題点がある。

図表 3-3 DES による債権放棄と債務免除、現物出資と増資の関係



第 4 章 評価・換算差額等（累計その他包括損益）

疑似資産負債やオフバランス項目から株主資本以外の純資産へ

評価・換算差額等（連結ベースでは累積その他包括損益）は、わが国基準では株主資本以外の純資産項目として位置付けられている。資産や負債の定義を満たさないから、純資産の部に仮計上されている形である。わが国企業の貸借対照表に初めて現れたのは、平成 17 年会社法による純資産の部ではなく、平成 13 年改正商法が、資本、法定準備金、その他剰余金の他に、資産負債の評価に関わる調整勘定を「資本の部」に位置付けたときだった。といっても、当時の商法施行規則および企業会計基準第 1 号による調整勘定には土地再評価差額金、その他有価証券評価差額のほかなぜか自己株式も含んでいた。土地再評価差額金は時限立法によるものであり、「評価取引による資本剰余金」と位置付けられていた。

平成 17 年会社法施行を機に、金融商品会計基準によるその他有価証券評価差額、繰延ヘッジのデリバティブ損益、連結ベースでは為替換算調整勘定が追加された。さらに退職給付の最小年金調整勘定の表示も近々始まろうとしている。なお、個別および連結株主持分等変動計算

14) IAS39 号によれば、消滅する金融負債の簿価と対価の差額は損益である (par41)。取引例では、債権者は投資をいくらとすべきか、債務者はいくら増資とすべきかが課題となる。IFRS2 号（株式決済取引基準）によれば、原則法ではモノ・サービス（この場合、現物出資した債権）の公正価値であり、代替法では対価（この場合、発行された株式）の公正価値である (par10)。IFRIC19 号（金融負債の消滅と持分商品の発行）によれば株式の公正価値は資産負債の変化によって計測すべきという。会計基準だけを辿っていると堂々巡りになるが、債務者の企業価値が投資と株式の価値を決めることになる。

書には評価・換算差額等各項目の期中増減額（その他包括利益）も表示される。

評価・換算差額等（累計その他包括利益）の代表的項目について

(1) **その他有価証券評価差額**：金融商品会計基準によれば、売買目的・満期保有目的有価証券、子会社・関連会社株式以外の有価証券は、毎期末時価評価し評価差額は純資産の部に、税効果を調整のうえ¹⁵⁾、評価・換算差額等として洗い替え方式により表示する。

代替法として、時価が取得原価を下回る銘柄の評価損は、直接当期損益とすることもできる（指針 73）。

IFRS9 号では、売却可能有価証券（その他有価証券）というカテゴリーは削除されたが、公正価値評価差額を当期損益ではなく AOCI に入れることを認めている。ところが、この方法を選ぶと実現損得を当期損益にリサイクルことを認めない（5-7-5）から利益操作には使えなくなる。

(2) **繰延ヘッジ損益**：時価評価の対象が少ないわが国では、時価ヘッジの対象はその他有価証券に限られるから、ヘッジ会計といえればほとんどが繰延ヘッジである。¹⁶⁾

ヘッジ手段であるデリバティブの手仕舞い等による決済損益または時価評価差額は、ヘッジ対象の資産負債の損益が実現するまでは資産または負債として繰延べ、ヘッジ対象の損益が実現すると同時に認識する。ところが、ヘッジ手段の手仕舞い損益はいうまでもなく、評価損益も契約であるデリバティブの損益であって、資産や負債の定義を満たすものではない。よって、繰延ヘッジ損益は、改正基準では、税効果を調整のうえ、評価・換算差額等として計上することになった（基準 105 項）。

ただし、同じヘッジ損益であっても、為替予約の振当処理における直先差額の実態は異種通貨間の金利差であるから、従来同様資産負債の部（長期前払費用等）を使って繰延べることになっている（純資産会計指針 13 項）。

在外子会社等に対する投資は、投資時点・支配取得時の為替レートで換算された円貨で固定されているように見える。しかし、次の項目でみるように、たえず為替相場変動リスクに曝されている。そのリスクヘッジ手段（長期外貨借入金など）の損益や評価差額も繰延ヘッジの対象になる（指針 174 項）。ヘッジ手法としては繰延ヘッジであるが、次の外貨換算調整勘定に含め

15) 税効果を調整するのは、IAS1 号によれば、損益としてリサイクルした時の税引き後純利益に及ぼす影響を直接予測する際にグロス表示よりも便利だからである（BC65～70）。IAS1 号では税効果適用で統一されているが、わが国では各項目の下線のように不揃いである。

16) 金融商品の公正価値測定を徹底する US・GAAP/IFRS では、ヘッジ対象とヘッジ手段を同時に損益認識するフェアバリュヘッジが主流。ただ予定取引等をヘッジ対象とするとときはキャッシュフローヘッジ（AOCI を利用する繰延ヘッジ）が使われる。

て処理することもできる（外貨換算基準注13）。

(3) 為替換算調整勘定：海外子会社は所在地国の通貨でまたは機能通貨（たとえば香港子会社のようにドル建て取引が圧倒的に多いところはドルで）財務報告する。親会社連結のために原則として「各期末レート」で円貨に換算する。親会社投資と子会社資本の相殺消去では、投資は支配取得時の円貨で固定されているから子会社資本も「取得時レート」で換算する。収益費用は「期中平均レート」を適用する。これらの換算から発生する換算差額は評価・換算差額等として報告することになる。

上記（1）、（2）と異なり、子会社株式を売却する方針がないかぎり、通常は永久投資であるから税効果の認識は不要である（連結税効果実務指針38-2）。¹⁷⁾

なお、海外子会社投資が大きい企業にとっては、円高ドル安とドル高円安が交互に入れ替るときに為替換算差額がAOCIに及ぼすインパクトは甚大である。

(4) 退職給付債務調整額：わが国の改正退職給付会計基準は、オフバランスとなっていた未認識過去勤務債務や数理上の差異を2013年4月1日以降始まる年度から、連結バランスシート上、累積その他包括利益で報告することとした。連結損益計算書では毎期償却することには変わりはない。また、個別財務諸表では従来どおりの処理を継続することができる。

なお、IAS19号も保険数理差異の全額をAOCIで認識する代替法を求めている（par93A）。

その他包括利益を業績とみるにはどのような調整と判定が必要か

IFRSが推進中の業績評価プロジェクトの結果如何では、その増減は業績と見られる可能性がある。ところが、その他包括利益は、損益計算書のボトムライン「当期純利益」と異なり、上記でみてきたように、個別ごとの性質は一樣ではない。「将来損益予備軍」とみることもできる要素もあるが、もし包括利益全体を企業業績とみたいのであれば、少なくとも次の3点について調整または判定が必須であろう。

1) **繰延ヘッジ損益：**ヘッジ手段の繰延損益は、ヘッジ対象の実現損益とワンセットで業績評価されるべきものである。繰延べられたヘッジ手段の評価決済損益と、これから発生するはずのヘッジ対象の実現損益の間には、ヘッジ要件として80%～125%の範囲内に収まるような損益相反関係があり、繰延損失に対して実現利益、繰延利益に対して実現損失が予想される。したがって、純資産を減少させる残高も増加させる残高も取り除いたところで評価するための

17) わが国基準は、SFAS130号と同様、株主資本等変動計算書では税効果調整前のグロス表示、調整後のネット表示、いずれかを選択できる。IAS1号は税効果適用後のネット表示で統一するよう求めている。わが国のUS・GAAP/IFRS適用企業はネット表示している。

調整が必要になる。

2) **その他有価証券評価差額**：わが国の「その他有価証券」というネーミングはあいまいであるが、欧米では「売却可能有価証券」と呼び、中長期的に保有するが相場下落リスクを避けるために公正価値ヘッジの対象にしながらキャピタル・ゲインを狙っている。その意味では、財務戦略の巧拙を表す業績指標になり得る。また、テクニカルな視点からいえば、評価損は当期損失とする選択肢があり、IFRS では売却処分したときのリサイクル (AOCI から当期損益への振替) も禁止されるから、その増減と当期損益に占める有価証券関係損益を合算して業績判定すべきである。¹⁸⁾

3) **為替換算調整勘定**：半永久投資の為替変動リスクをヘッジする適当な手段があるかといえないのが現実である。ドル建て長期外貨借入金を使う可能性はあるが、他の通貨については難しい。為替予約による純投資ヘッジはコスト倒れになるだろう。いずれも半永久投資の繰延ヘッジは実務上甚だ困難である。超円高では当期純利益はその他包括利益で半減した。予期せざる円安・株高の 2013 年 3 月期には包括利益が当期純利益の倍に達した企業もある。その他有価証券の保有高は経営責任に属しコントロール可能であるが、海外投資に係る為替リスクはアウト・オブ・コントロールであるとすれば、その他包括利益全体を経営努力による業績とみることに無理がある。¹⁹⁾

米国における包括利益報告の経緯

上記の評価・換算差額等項目は、US・GAAP でいう「累積その他包括利益」(以下、“AOCI” という) に相当する。従来脚注開示の対象であった項目を「資本の部」に計上することになったのであろうか。

米国には元来、営業上の期間業績だけでなく、特別損益や前期損益修正など株主資本に及ぼすあらゆる増減(資本取引による増減を除く)を含めた包括利益こそ当期利益とする考え方があった。さもないと利益は操作され易いからだ(1966 年の APB9 号など)。

概念書 SFAC6 号(1988)では、包括利益を「非支配者との取引による株主持分の増加」と定義し、企業は本業による収益以外に、資産保有などによって利得・損失も発生するから、包括利益として捉える必要があると述べていた。

18) IAS16 号(有形固定資産)、IAS38 号(無形資産)による再評価モデルを適用すれば、資産価値増加額は再評価剰余金、減少額は費用とする。その後の見直しによる減少・増減額は先行計上額の修正とする。当期利益とその他包括利益のワンセット化は着々進んでいる。

19) 円高ピークの 1999 年から 2007 年にかけて 40% 円安が進み、2008 年から 2012 年にかけて 20% 近く円高へ。2012 年 11 月から 2013 年 7 月までに再び 20% 以上円安に振れた。

金融商品会計基準や退職給付会計基準が開発されるに及んで、かつては認識の対象外であった含み損益を、オフバランスに放置することなく、累計額を持分構成要素とし、変動額は包括利益の一部として報告することとした。これが包括利益報告基準 SFAS130（1997）である。その 130 号は、冒頭で「当期の収益費用から成る営業利益は“ダーティ・サープラス”，利得損失などを含む包括利益こそ“クリーン・サープラス”と呼んだ（par2）。その他包括利益は「項目ごとに説明情報を加えることによって将来キャッシュフローを予測するオーバーオールな情報を提供する」として、包括利益報告を求めた（par12）。

IFRS による包括利益計算書

IFRS による利益（Income）も、通常の収益（実現利益）のほかに利得（未実現の資産価値増加額）を含む。「純資産の期中増加額（ただし株主との資本取引による増減額を除く）」が期間利益であり、「期末純資産一期首純資産－（株主からの拠入金－株主への資産分配）」と定義される（フレームワーク）。純資産は AOCI を含むから、期中増加額であるフローとしてのその他包括利益は、当期純利益とともに利益構成要素となる。それを報告するのが損益計算書に代わる包括利益計算書（1本でまたは2つの計算書で）である。当期純利益は包括利益の一部に格下げされたようにみえる。ストックとしての AOCI は持分変動計算書（わが国の株主資本等変動計算書）でも報告する。

包括利益の意義に関するネガティブな見方について

包括利益は、わが国には伝統的な「取得原価・実現基準」による利益観とは相容れないというネガティブな見方がある。2つ挙げよう（カッコ内は筆者の意見）。

まず“わが国の考え方と相容れない”と反発し、包括利益を業績とみる傾向をけん制した最初の声は平成 17 年 9 月経済産業省「企業会計研究会中間報告」であった。

（確かに包括利益は配当可能利益や課税所得計算の基礎としては使えない。しかし、当期純利益を包括利益の中核として存続させる限り、“相容れない”とは言えない。そもそも“わが国の考え方”とはハッキリしないフレーズである。もし課税所得計算などにそのまま使えるような利益計算を意味するとすれば、税率引下げに伴う課税ベース拡大によって会計上必要な引当金は削除されもはや存在せず、会計と税務の一致は望めない。）

次は取得原価・実現主義者の意見である。「実現した期間利益」は「リスクから解放された投資の成果」であり「当期業績」である。譲歩しても、昭和 49 年の改正企業会計原則が採択した「反復性のない特別損益を含めた包括利益」が当期業績に含められる限度だ。資産負債を過去の経緯にとらわれず直接評価する時価（公正価値）会計は、まったく別箇の財務諸表を作成することになる。包括利益の情報価値を問うなら、バランスシートの情報価値を問うのと変わりはない。

(わが国の討議資料『財務会計の概念フレームワーク』本文第 12 項は、実現した利益は「リスクから解放された投資の成果」と呼んでその他包括利益と差別する。この点については、次のような理由から、違和感を覚える。

- ① そもそも利益というものは、現金基準に依る利益を除けば、すべて“推定”による利益である。売上・収益に対して、“それに見合うと推定される原価・費用を期間的・人為的に見合わせたもの”。売掛金は実際に回収するまで相手の信用リスクに曝されているほか、企業内に留まる剰余金は何らかの資産に再投資されリスクから解放されていない。
- ② 昭和 49 年当時の包括利益は「経常利益プラス特別損益」であって、あくまでも歴史的取得原価・実現基準による当期純利益であった。いま問題の「その他包括利益」は「実現利益プラス公正価値測定による未実現損益」である。これらの異なる会計体系から得られる 2 つの利益は、まったく別箇の財務諸表を作成することになる。しかしながら、実はわが国基準による当期純利益の中にも、国際的基準へのコンバージェンスの結果、公正価値測定による未実現損益が大量に織り込まれている。たとえば、金融商品の含み損益は時価情報として脚注開示されていたが、平成 11 年の金融商品会計基準によってオンバランス化され、ある部分は当期純利益に、他の部分は評価・換算差額等（累積その他包括利益）に計上するようになった。2 つの利益は、すでに一体化しており、それぞれ相補って有用な投資情報を生む仕組みになっている。）

以上に加えて言えることは、①包括利益が生まれた経緯はオフバランス項目の“見える化”であって、その意義を過少評価すべきではない。②包括利益はそのまま業績評価に使えるものではないが、一定の調整と判定を加えることによって有用な投資情報を生む。

第 5 章 新株予約権

新株予約権と少数株主持分の共通性

少数株主持分と新株予約権は、B/S 上の位置付けをめぐる過去の歴史において苦楽をともにしてきた仲間である。ともに「資本の部」に入れてもらえず、「負債の部」や「負債と資本の中間部」に表示されていた過去をもつ。

平成 17 年創設の「会社法」が施行されたときは、発行時の新株予約権は、旧商法に対応する「実務対応報告第 1 号」のとおり「負債の部」に表示されるものと思われた。ところが、計算規則に先だって出された「純資産会計基準」によれば、発行時においても、権利行使時においても、IAS32 号と同じように、「純資産の部」に表示されることになった。ただし、権利失効時には、IAS32 では損益に振り替えず資本の部に留まる (AG32) が、わが国金融商品基準では利益とする (38)。これは親会社 (中心) 説の残滓であろう。

少数株主持分も、「負債の部の次に区分して記載しなければならない」だった。すなわち、少数株主持分は親会社説による負債でもなければ、経済的単一体説による資本でもなく、折衷

説によって「負債と資本の中間」に表示されていた。かつて IAS27 でもそうであった。2005 年改訂の IAS27 によれば、負債の定義に合わないという理由から、少数株主持分は、負債と資本の中間領域ではなく、資本の部に親会社持分と区分して表示することになった（pars. BC23～24）。ただし、図表 1-2 のように、わが国の旧「資本の部」と新「純資産の部」を比較対照すると、新株予約権も少数株主持分も、「純資産の部」には入れてもらえたが、「株主資本」とはみなされていない。だが、前者は近い将来において親会社の株主になり、後者においては子会社の支配株主になる可能性がある。そうであれば、ある時点の株主持分のみを「株主資本」と固定するよりも、両者を含めて「株主資本」（エクイティ）と捉えるほうが合理的であろう。公開社会にあつては、一部の固定株主を除き、多くの投資家株主は日々入れ替るからである。

新株予約権とは何か

新株予約権とは、第 2 章の図表 2-1 で触れた新株引受権（新株を他の者に優先して引受ける権利）とは異なり、自社が発行する新株を一定の価格で買う選択権、コールオプションである。発行者は、自社株式を貨幣のように資産・役務の購入手段や債務決済手段として使うため、資本と負債を区分する新しい視点が必要になる。

複合金融商品に含まれる新株予約権

転換社債型新株予約権社債については負債と資本に区分する必要性も乏しいから区分処理でも一体処理でも良いというのがわが国基準である。新株予約権を社債と区分せず負債とする一体処理は実務には優しく、割引発行した社債に償却原価法を適用する際に発生する利息負担額は少なくなるが、これでは形は国際化したようにみえても、負債との境界線は曖昧となり、負債資本比率や総資産資本比率を歪める場合がある。しかも、新株予約権を行使しないで失効したときには、わが国では資本とせず利益とすることができる。「資本取引・損益取引区分の原則」は、企業会計原則の一般原則の一つであるが、この原則の形式的・ご都合主義的解釈にこだわっていると国際的金融商品会計に対応できないおそれがある。

新株予約権付社債の一括処理と権利失効時の利益処理

下記の設例 i では、発行時および権利行使時の仕訳を一括法および区分法で示している。設例 ii では権利失効時の利益処理を IFRS による資本処理と比較しているが、当然のことながら違った結果となる。通常選択すると思われる「一括法」によれば、償却費（社債利息）は小さくなり、権利行使後の資本は小さくなる（設例 i）。また、権利失効時には利益となる（設例 ii）。日本基準のバランスシート志向が弱く利益志向が強い特徴の表れである。

設例 i

- ① X 社は、2010 年 4 月 1 日に転換社債型新株予約権付社債（償還期限 5 年、額面金額 10 億円）を発行した。払込金額は 10 億円であり、そのうち 2 千万円は新株予約権である。
- ② 社債発行差額は定額法により償却する。
- ③ 2011 年 4 月 1 日に新株予約権の 50% について権利行使がなされた。
- ④ 新株払込金相当額は 100% 資本金に組み入れるものとする。

仕訳 (単位: 百万円)	一括法		区分法	
発行時仕訳	現金 1,000	社債 1,000	現金 1,000	社債 980 新株予約権 20
2011 年 3 月 31 日の発行差額の償却	償却不要		社債利息 4	社債 4
2011 年 4 月 1 日の権利行使時仕訳	社債 500	資本金 500	社債 492	資本金 502 新株予約権 10

設例 ii

上記設例 i ①の区分法による新株予約権(新株を買うコールオプション)は期限までに行使されず、2013 年 3 月末に失効した。わが国金融商品会計基準によれば、利益に振り替えるが (38 項)、IAS32 号では利得とせずそのまま資本金とする。

	金融商品会計基準による振替処理		IAS32 号による振替処理	
2013 年 3 月末	新株予約権 20	予約権失効益 20	新株予約権 20	資本金 20

新株予約権失効時の処理：利益か資本か

そもそも新株予約権が失効するのは、発行会社は業績不振によって株価が上がらないからであることが多い。その時、利益に振替えることで赤字転落を免れることもあろう。資本金に振替れば、債務超過を免れることもあろう。前者は課税所得を生み一部は税金として流出するかも知れない。資本取引とみる後者のほうは資本充実に貢献する可能性が高い。

新株予約権取引を、前者は損益取引とみる一方、後者は資本取引とみる。その違いは、新株予約権者を株主とみるかどうかにかかっている。株主を現在の株主に限定すれば損益取引であり、将来の潜在的な株主も含めれば資本取引である。現代の公開・大企業では株主は毎日入れ替っているのが事実とすれば、いずれが正しいかは自明であろう。

IFRS2 号と IAS32 号による新株発行契約の会計

役員・従業員にインセンティブ報酬として自社株式またはそのコールオプションを賦与する慣習が 1990 年代から流行し、サプライヤーへの仕入代金や弁護士報酬としても株式報酬が使

われるようになってきた。IFRS2号（2004）は、下記図表5-1のように、自社株式をベースとしても実際の支払手段が株式であれば、貸方は資本の増加、現金であれば負債の増加と規定している。

図表5-1 IFRS2号による決済手段別・株式報酬の負債・資本区分

株式報酬の型	株式決済型	現金決済型	現金決済選択型
内容	株式交付を対価として財貨サービスを受取る取引。 (例:ストック・オプション)	株価を基礎とする金額で財貨サービスの供給者に金銭債務を負う取引。	左記2つを選択できる複合取引。
認識すべきもの	消費する財貨サービスの公正価値で費用と 資本 の増加を認識。	消費する財貨サービスの公正価値で費用と 負債 の増加を認識。	現金決済部分は負債、株式決済部分は資本を認識。

他方、金融商品表示基準IAS32号は、自社株式（持分金融商品）の発行契約について、負債とみる場合と資本とみる場合に区分している。企業がある一定額の資金を調達した時点で、将来発行する株式で返済する義務を負う契約には2通りあるからである。下記図表5-2のように、返済時点の株価で発行株式数を調整する契約と、予め固定する契約である。

図表5-2 IAS32号による負債と資本の区分

契約の区分	負債	資本
契約による企業の返済義務	一定の金額 (Fixed amount)	一定の金額 (Fixed amount)
契約履行に当たり企業が発行する株式数	株価により変動する。	予め発行株式数を固定する。 “Fixed for fixed の原則”。
負債または資本とする理由	債権者は株価変動リスクを取らず契約は残余請求権を表さない。	債権者は株価変動リスクを負う。

持分証券は負債決済後に残る持分を表すから、これから発行する予定の株式に関わる契約はすべて資本の増加とみてもおかしくない。ところが、上記の2分法によれば、持分証券を発行する契約（または新株予約権）はすべて資本とは限らない。一定額の債務決済手段として、将来発行する自社株式数を株価に応じて増減させれば「負債」、株価の変動にかかわらず発行株式数を固定すれば「資本」(equity)に表示する (IAS32, par21, 22)。²⁰⁾

IAS32号が株価に応じて変動する株式数による株式対価は資本ではなく負債とする点は、上記SFAS150号 (par12) と同じである。理由は、対価が自社株式であっても、株価によって株式数が増減すれば、その契約は「残余請求権」としての「資本」ではなく「負債」である。表現は厳めしいが、株の如何にかかわらず固定株数を受け取る契約相手はリスクテイカーであ

20) 本文では、企業は決済手段として将来の自社株式発行を約束する場合（コールオプションの発行）について述べたが、IAS32は発行済み自社株式をある価格で買い取る場合（自社株式プットオプションの発行）にも適用できる。

り株主に近いと考えれば分かり易い。株価に応じて増減する数の株式で支払う取引は、時価発行増資によって得られる現金が負債の返済に充てる取引と変わりはない。時価に応じて交付される数の株式は、債権者は市場で換金しても、値上がり待って所持し続けても良い。いずれにせよ、負債は決済されて消滅するが、資本は同額増える。損益取引だけではなく必ず資本取引が絡むため、一株当たり利益 (EPS) は確実に希薄化する。損益取引か資本取引かではなく、債権者は株価変動リスクを負わないならば負債、負えば資本である。

M&A の偶発対価となる新株予約権²¹⁾

M&A で現金に代わる対価として買収企業の新株が使われるほか、被買収企業の将来業績に応じて、被買収企業の従業員や旧株主に条件付き新株発行を約束することがある。このような新株予約権や新株追加発行契約による「偶発対価」は、①被買収企業の従業員のモラルを高める、②訴訟リスクや製品保証リスクなど「偶発債務」への対抗手段となる、③目標達成の確率や公正価値にもよるが、当初の買収価額を決定する企業価値測定の不確実性を低める手段としても有効である。

M&A 会計基準 IFRS3 号によれば、「偶発対価」は買収対価の一部として、支配取得日の公正価値を測定しなければならない。新株発行を約束する偶発対価は、上記項目で述べたように、発行する株式数が株価次第で増減するならば「負債」であり、条件成就時にはその時の公正価値 (株価×発行株式数) だけ資本が増える。

他方、発行予定株式数が固定されていれば「資本」である。その場合、追加発行時の公正価値の再測定は不要としている (par58)。

金額一定の「負債」であればもちろん、発行時の株価によって価値が変動する「資本」であっても再測定不要であれば、権利が行使されても支配取得時ののれん金額に影響はない。ただ、条件を満たさず権利が失効しても利益に振替えることはできない。

資本と負債の新しい区分法

借りた資金は返済しなければならないから「負債」であり、返済する必要がない資金は「資本」という区分は単純明快である。損益取引から生まれる義務は「負債」であり、資本取引から生まれる義務は「資本」という区分も分かり易い。ところが、自社株式がモノやサービスの支払手段として、あるいは企業買収の対価として使われ、デリバティブであるコール・オプション (新株予約権) やプットブル・オプション (自社株購入義務) が登場するに及んで、従来の負債・資本区分法は追加訂正が必要となっている。²²⁾

21) 詳しくは拙著 (2009) 第 3 章参照。

22) 持分証券を契約上のキャッシュアウトフローを表す負債と表示するか、企業の将来価値に依存する資本と

下記図表 5-3 のように、図表 3-1 には 2 項目を追加し、既存株主だけを企業の所有者とみるのではなく、新株および新株予約権発行先も将来の株主とみるべきであろう。²³⁾

図表 5-3 株式対価をめぐる負債と資本の区分法（図表 3-1 の追加項目）

	負債（社債など）	資本（株式など）
13. 決済手段	現金等資産	自社株式
14. 株式数	株価に応じて変動する。	契約時の株式数で固定する。

第 6 章 非支配株主持分

M&A と連結経営における非支配株主（少数株主）

2013 年 1 月、ASBJ は企業結合会計基準の改正案を公表した。現行基準は、米国基準 FAS141R 号（2007）や IFRS3 号（2008）とほぼ同時期に改正され、持分プーリング法の廃止や段階取得における取得資産の再評価など内容的にも国際基準に相当収斂していた。しかし、国際基準の変化は激しく、容易にキャッチアップできない課題をかかえていた。当改正案の主な内容は、過去の積み残し課題のうち、①少数株主の連結財務諸表における位置付けの見直し、②その親会社との取引を損益取引から資本取引へ変更、③外部者に払う直接取得費用の取得原価算入から費用処理への変更である。ただ、のれんは償却か非償却か、部分のれんか全部のれんか、といったような企業価値の表示問題は先送りされた。

本章の目的は、改正案（2013）の内容を、IFRS や米国基準（IAS27 号、FAS141R 号、IFRS3 号など）と比較し、今後の連結経営に及ぼす影響等を検討することである。Part1 では、上記改正点のうち、①少数株主の連結財務諸表における位置付けがどう変わるかを考える。Part2 では、いまの国際ビジネス環境における少数株主の多彩な実像に迫り、親会社中心の企業観は企業グループの実態を捉えきれないことを示す。Part3 では、①と②を踏まえて、改正内容③などがこれからの M&A や連結経営に与える影響を検討する。

Part1 非支配株主持分（少数株主持分）連結財務諸表上の位置付け

少数株主持分とは何か、少数株主とは誰か

少数株主持分とは、連結会計上、子会社の純資産のうち親会社持分に属さない部分であり、わが国では“外部株主持分”とも呼ばれている。100% 出資する完全子会社には少数株主（持分）あり得ないが、100% 未満の子会社には常に存在する。通常は持株比率 50% 超であるが、ヒト・

するかという視点は、企業価値に影響し投資家の意思決定を左右するという意味ではフロー中心の動態論以上に動態的である。

23) 公開・大会社の株主には、所有者としての固定的な株主と並んで、圧倒的多数を占めるのは投資家としての流動的な株主がいる。後者は企業を支配するよりもキャピタル・ゲインを狙うが、所有者株主とともに、より大きな事業リスクと金融リスクを引受け、清算時には「残余財産権」に甘んじる覚悟をもつてはいる。

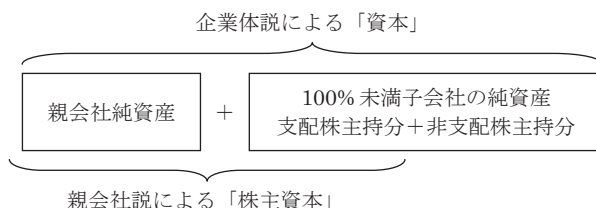
モノ・カネ・ノウハウ等によって実質支配をしていれば、親会社持株比率は 40% であっても連結子会社となり得る。その場合、60% を少数株主というのはおかしい。親会社は「支配株主」であるから、その他株主を「非支配株主」と呼ぶほうが子会社の実態を表し、子会社の支配構造が分り易い。このように考えると、平成 9 年の連結財務諸表制度を見直し、持株比率に実質支配を加味して連結範囲を拡大したときに、少数株主を非支配株主に変えておくべきであったといえよう。よって、以下では非支配株主と呼ぶ。

非支配株主を“外部株主”と解説する向きもあるが、グループ経営の現場感覚に照らすと、やや違和感を覚える向きが多いであろう。新たに子会社を立ち上げ、それを単独支配することなく、ビジネス・パートナーを見つけて一緒にやりましようと思ちかけることが多いからだ。この場合、子会社のパートナー株主は、新規事業につきまとうリスクを減らすうえではきわめてありがたい存在である。ただ、子会社事業方針の自由度が制限を受けるとか、リターンが減って資本効率を低下させることもある。「非支配株主」はまた、M&A でも発生する。TOB (株式公開買付) をかけても一挙に発行株式の 100% を確保できないことがあり、過半数さえ確保できればターゲット企業を支配できるからである。その場合、子会社利益のうち非支配株主の出資比率部分は親会社に帰属しないため、連結子会社の 100% 資産に対するリターンを下げることは避けられない。わが国でも完全子会社化が流行するのは連結ベースの総資産利益率を向上させるためと考えられる。

企業観によって異なる非支配株主持分の連結 B/S・P/L 上の扱い

先に“外部株主持分”と呼ばれることがあると述べたが、それは親会社中心のみかた (以下、“親会社説”という) によるものである。親会社と子会社 (群) を一つのグループ企業とみれば (以下、“企業体説”または“経済的単一体説”という)、非支配株主持分はもはや外部者に帰属する持分ではなく純資産の一部である。2 つのみかたの違いは図表 6-1 のように示すことができる。

図表 6-1 連結 B/S 上の非支配株主持分



親会社説による連結 B/S では子会社の支配株主持分を含む純資産を「株主資本」と呼ぶ。非支配株主持分は「株主資本」から除外されている、だからといって負債でもないため、「純資産の部」の最終ラインに恰も間借りしているような形で表示される。

2003年改訂のIAS27号では、それまでは負債なのか資本なのかハッキリしていなかったが、非支配持分（以下、“NCI”と略す）を「資本」（Equity）の構成要素とし、支配株主持分と区分して表示するようになった（BC30）。すでに10年前のことである。

子会社が金銭等を支払うべき義務を負わない非支配持分（NCI）が負債でないことは明らかであっても、それを「資本」に含めることによってどのような効果があるのだろうか。その辺りは些か分かり難いところである。そこでIFRS3号（企業結合会計基準）をみると、取得者は被取得企業の資産負債とNCIを、共に支配取得日の公正価値で測定するか、もしくは支配株主持分（以下、“CI”と略す）の純資産の持株比例案分額で測定する（para10）。100%未満に終わったM&Aにあつては、NCIは重要な構成要素だから、CIと同等に扱うことによって、支配取得日のみならず将来の親会社の株式価値を予測したい投資家に有用な情報を提供できるという（BC207）。

わが国の連結財務諸表規則によれば、下記図表6-2のように、P/Lで純利益といえば非支配株主分を除外した親会社帰属当期純利益である。これに対して、IFRSによるP/Lの当期純利益といえばCIとNCIの双方を含み、その下に支配株主帰属分と非支配株主帰属分を区分表示する。設例では当期純利益100をCIの95とNCIの5に区分している。非支配株主を外部者とみない今回の改正案の本音であるならば、こうした表示上の紛らわしい相違にこだわる意義が乏しいように思われる。意義の乏しい日本独自色は、グローバル化した投資環境では可及的すみやかに解消されるほうが望ましい。

図表 6-2 連結 P/L 上の当期純利益表示方法比較

連結財務諸表規則	IAS27 号	
少数株主損益調整前当期純利益：100	当期純利益：	100
少数株主帰属当期純利益：5	親会社帰属分：	95
当期純利益（親会社帰属分）：95	非支配株主帰属分：	5

なお、連結資本勘定増減表や包括利益計算書による包括利益の表示方法についても、上記と同じ相違がみられる。「当期包括利益」といえば、わが国の規則ではCI帰属分のみ、IFRSではCI + NCI合計である。ただし、一株当たり純利益（EPS）の計算では、いずれの表示方法においても親会社帰属純利益が使われている。

親会社説と企業体説の会計処理比較

本文で使った“親会社説”と“企業体説”は、通常は次の比較表のように理解され区分されている。最右端欄では、IFRSとわが国の連結会計基準や企業結合会計基準では、A:親会社説、B:企業体説、いずれを採用しているかを示している。A～Bは折衷説を表す。

図表 6-3 親会社説と企業体説の比較：IFRS とわが国連結基準はどちらか

	A：親会社説	B：企業体説	IFRS/日本
1. 連結資本	親会社株主資本に限る	少数株主資本を含める	B/A～B
2. 連結決算書の性格	親会社決算書の拡大版	企業グループの決算書	B/A～B
3. 会計の主体は誰か	所有者	実体としての企業	B/A～B
4. 連結範囲の決定	持株基準	支配力基準	B/A + B
5. 子会社資産の認識と時価評価の範囲	全部連結，部分時価評価	全部連結，全面時価評価	B/A～B
6. 段階取得の資産評価	各段階での取得原価を積上げる。	支配取得時にその時の時価で再評価する。	B/A
7. のれん	支配株主ののれんのみ	非支配株主ののれんを含む	B/A
8. 未実現利益の繰延べ	親会社持分のみ	全額	B/B*
9. 子会社の時価発行増資等に伴う親会社持分増減差額の処理	損益取引とみる処理が原則（誤解を与えるときは利益剰余金に直接加減）	資本剰余金とする。	B/A
10. 支配株主持分と非支配株主持分の取引	損益取引	資本取引 **	B/B
11. 子会社損失の負担	非支配株主の出資額を超える損失は支配株主負担	非支配持分超過損失も，非支配持分負担 **	B/A

* 平成 9 年改正から，100% 未満子会社が売手の場合，全額消去・持分按分負担方式に統一。

IFRS はすでに B（企業体説）で統一されているが，日本基準は A から B へ移行中であることが分る。

** 項目 10 および 11 については Part3 を参照願う。

Part2 非支配株主持分の諸形態

ここでは，M&A やジョイント・ベンチャー形成など組織再編によって表れかつ消えて行く少数株主のいろいろな姿を，設例を交えて考察し，少数株主の実態に迫る。結果として，親会社中心説では多様化した企業グループの実態を捉えきれないことを示す。

企業の成長発展によって発生・消滅する非支配株主（少数株主）

以下では，まず具体的な事例を設定し，非支配株主が発生し消滅する場面を描写する。次いで，非支配株主の持分（残余財産請求権）を報告する会計手法を比較検討する。なお，設例は筆者が経験した事例に少々脚色を施したものである。非支配株主は企業の成長発展と組織の拡大・リストラによって，いろいろな顔を持って舞台上に登場し消えていくことを示す。

第 1 幕：米国シリコンバレーの IT 企業の雄，W 社は，東海岸にあるライバル企業 E 社の発行株式の 90% を TOB によって買収し連結子会社とした。E 社株主への対価には W 社発行の新株が使われた。この段階では，W 社の TOB に応じなかった E 社の 10% 株主持分は，W 社連結財務諸表上，少数株主持分（minority interest）として報告された。

第 2 幕：上記買収後，両社のインテグレーション（統合）過程を経て，W 社は残る少数株主が保有する普通株式を取得条項付き株式に転換して強制的に買上げ，E 社を非公開化・完全子

会社化した。この段階では、少数株主はゼロとなり、E社の資本は、その後の当期利益を含めて、W社に100% 帰属するに至った。次いで、W社はE社を吸収合併し、We社として再出発した。

第3幕：ここからは日本が舞台。We社は日本市場に進出するに当たり、日本の大手企業M社をビジネス・パートナー、ジョイント・パートナーとして、出資比率60対40のWe-J社を設立した。この段階では、We-J社は、We社の連結子会社であり、M社にとって持分法適用の関連会社となった。また、We社連結報告上、M社持分は非支配株主持分である。なお、We-J社当期利益100のうち、60(100 - 40)はWe社連結利益、40(100 × 40%)はM社持分法適用利益となる。

第4幕：We社とM社は、株式を公開するに当たり、両社合わせた持株の49%を市場に放出し両者合計の持株比率は51%を維持した。この段階では、両社にとってWe-J社は持分法適用会社となり、M社はWe社連結上の非支配株主ではなくなった。

第5幕：We-J社はWe社のハード・ソフトの販売に加えて、金融機関等の情報システム構築を手広く請負うため、北は札幌から南は沖縄まで国内子会社We-JS社を数社立ち上げた。We-J社はまた、各地の有力な金融機関やIT企業に資本参加を呼び掛けるとともに、すべてのWe-JS社株式の過半数を取得し子会社とした。この段階では、We-J社連結報告上、国内子会社数社に出資する各地の有力な金融機関やIT企業は非支配株主である。その後、子会社業績が向上し安定するにつれ、非支配株主はWe-J社経営効率を押し下げる存在となり、完全子会社化によって消滅する。

非支配株主のいろいろな顔と発生・消滅

上記5幕から、非支配株主はいろいろな顔を持ち、親会社の組織再編によって発生し消滅する存在であることが分かる。第1幕ではTOBに応じなかった子会社株主として表れた。M&Aで生まれる非支配株主持分は、支配取得日の純資産(公正価値) × 持株比率で計算され、その後の子会社利益 × 持株比率で増減する。資本の論理を優先する支配株主の立場からみれば、業績好調かつ将来性に富む子会社からできるだけ排除したい存在である。

第3幕と第5幕では、非支配株主はビジネス・パートナーとしてあるいはジョイント・パートナーとして表れた。しかし、子会社業績が安定したあと、株主総会を開き決算報告する費用と時間を考えると、やはり完全子会社化への方向を選択するに至る。第2幕、第4幕、第5幕では、親会社主導による子会社組織再編の一環として、非支配株主は舞台から消えて行った。第4幕で仮定したように、子会社を上場すれば、上場基準を満たすためにも数千数万の投資家としての顔をもつ非支配株主が現れる。

1980年代初頭までは、株式を公開するということが企業が成功した証(あかし)であり、さ

らなる成長への一段階と考えられてきた。ところが、株式公開企業は敵対的買収の標的になるほか、投資効率を向上するために敢えて子会社株式の非公開化へ転向する親会社が増えると、非支配株主を市場から締め出そうとする動きが活発になる。²⁴⁾

共同支配企業のパートナー

上記のようにいろいろな顔をもつ非支配株主を、単にその出資比率が低いからという理由だけで、無差別に非支配株主扱いすると、適正な財務報告を歪めることがある。その一例は、共同支配企業（いわゆるコーポレート型ジョイント・ベンチャー、以下“CJV”という）のパートナーである。支配といえば「単独支配」を意味する日米会計基準には、改訂ジョイント・ベンチャー会計基準 IFRS11 号（2011 年 5 月）にみられるような「共同支配」（joint control）というコンセプトがない。出資比率が優先する企業と大きく異なるところは、複数の JV パートナーは、共同事業の遂行について重要判断をするには、出資比率の大小よりも JV 協定条件を優先し、全員一致で決定することである。改訂基準では比例連結の選択は廃止された。その代わり、オペレーションに権限と責任をもつジョイント・オペレーターは JV の資産負債を認識する一方、ジョイント・ベンチャーは持分法を適用し JV の純資産持分の増減だけを認識する。

以上のように、出資比率 50% 以下のパートナーをすべて非支配株主とみる日米基準とはかなり異なる。

親会社説はグローバル企業の多彩な非支配株主を表さない

親会社中心の企業観では、非支配株主は“外部株主”にみえるのは致し方ない。親会社から分離独立したような子会社や海外支店を改組したような現地法人にあつては、非支配株主がいてもそれは法令上現地株主を参加させざるを得なかったための名目的な臨時株主である。しかし、それは一昔前の話であつて、最近の非支配株主は、多彩な顔をもつ事業パートナーまたは投資パートナーであることが珍しくない。今日の非支配株主は TOB（株式公開買付）によって明日の支配株主になるかも知れない。そうであれば、親会社中心の連結会計は、子会社の非支配株主持分も株主資本とみる企業グループ観のようが正しいといえる。どの会計基準が良いか、それはいずれがより良く実態を表すかに懸っているのだから。

Part3 支配株主と非支配株主の資本取引

非支配株主持分（NCI）との取引は「損益取引」から「資本取引」へ

支配取得後の親会社（CI）が、NCI との間で持株を売却または買い増しをすると、持株比率

24) 経営者・支配株主の専横から、情報の非対照性というハンディキャップを負う一般投資家・子会社の非支配株主・債権者等をいかに守るか、これは企業統治の眼目である。

が変わり、投資額と持分変動額との間で差額が発生する。

わが国の連結会計基準では、連結上の株主資本は親会社の払込資本である。よって、このような取引を「資本取引」とはみないから、差額は利益または損失とする。²⁵⁾

ただし、会計情報の利用者に誤解を与えるようであれば、別の処理でも良いと、甚だ混乱した言い方をしている（67項）。

これに対して、IAS27号は2003年改訂後、非支配株主（NCI）を資本（equity）に含めて、親会社持分と区分して表示するとともに、支配取得後の親会社がNCIとの間で持株を売却または買い増しによって、投資額と持分変動額との間で差額が発生しても、親会社が支配を維持している限り、損益認識してはならないとした（BC41）。

今回の改正案では、10年遅れながら、親会社と非支配株主の取引は「損益取引」ではなく「資本取引」であり、資本剰余金の増減として処理することになる。すなわち、利益を増やすことなく、資本剰余金の増加で差額を吸収することになる。

単純な株式売買だけではなく、子会社の時価発行増資（いわゆる「見做し売買」）についても同様である。たとえば、親会社が80%出資し、業績好調で資本需要旺盛な子会社が、従来発行株価の2倍の時価で発行株式数を倍増するとき、親会社が仮に新規発行株式を一切引受けなかったとしても、出資比率40%を確保し筆頭株主・支配株主として君臨できる可能性がある。しかも、時価発行差額分が持ち株比率の希薄化分を超えれば、親会社持分は増える。この場合の持分増加額も改定案では資本剰余金の増加となる。

NCI 持分をマイナスとする損失負担

わが国の連結会計基準によれば、「子会社欠損金のうち、少数株主に配分する金額が少数株主持分の負担すべき金額を超える場合には、当該超過額は親会社の持分に負担させる」。

受身的な非支配株主は出資額を超える損失に責任をもつ義務がないと考えるからである。

しかし、上記IAS27号によれば、本来非支配持分が負担すべき損失は、非支配持分を超過するとしても、非支配持分に帰属させる（par28）。

理由は、非支配持分を資本とみれば、損益配分においては親会社の支配持分と対等であり、両者間で別途の取り決めがないかぎり、出資比率に比例して帰属させるべきと考えるからだ。親会社中心の企業観が払拭されない改正案はこの点について何ら触れていない。

支配取得費用は資産化せず発生時の費用とする

上記2点は、子会社を含めて企業グループを一つの事業体とみるか、子会社を親会社の立

25) 新株予約権が失効したとき、IAS32号によれば資本金に振替えるが、わが国基準によれば利益に振替える。

場からみるかに係るところである。

ところが、M&Aに係る直接費用を、企業取得原価の一部とする処理から発生時経費処理へと変更は、ルールの変更であり、M&A 実行時の業績損益に少なからぬインパクトを与える改訂である。通常、棚卸資産であろうと固定資産であろうと、資産取得に直接要した費用は取得原価の一部として処理する。その意味では、企業買収費用の資産化は当然にみえるが、海外での M&A にかかるファインダー・フィーなどを資産化することによって損失隠しに悪用した事件があった。また、M&A はかつてのように純資産や株式を買うことではなく、いまや「支配取得」と考えるのが IFRS である。失敗案件に係る費用と渾然一体となって発生するからといって、成功案件にかかる費用のみを分離区分することは困難ではない。ただ、この費用処理は、対価と純資産価値の差額のれん金額を縮減し、コアのれんに一歩近づけるから、償却か減損かという論議に役立つであろう。

条件付き対価

改正案が触れていないもう一つの点は、条件付き対価である。M&A 実行時点で、たとえば 1 億 5 千万円（または買収企業の新規発行株式）払うと同時に、1 年後の被買収子会社の業績が一定レベルを超えれば、さらに 1 億円（または相当新株）を払うとコミットすることがある。追加払いする確率を仮に 50% とすれば、M&A 実行時に認識すべき対価の公正価値は 1 億 5 千万円ではなく 2 億円となる。逆に、目標を下回れば当初支払額の一部返還を求め、対価は 1 億円になる可能性もある。IFRS3 号にも FAS141R 号にも、条件付き対価については定めがあるが、今回の改正案は今後の検討課題にするという。

なお、のれんとして表示すべきは、親会社が取得した部分のれんか、非支配株主持分に係る部分を想定した全部のれんかについても今後の検討課題にするという。いま急いで見直す必要性はないということだが、条件付き対価の会計は企業にとって必要な課題であり、全部のれんの表示は企業価値を見え易くするといえよう。

非支配株主持分をめぐるコーポレート・ガバナンス

上記では、非支配株主持分に関する会計処理を中心に改正案を検討してきたが、非支配株主の利益を保護する機能がうまく機能している国ほど、ファミリー企業の業績が良いという実証研究がある（柳川範之「同族企業の利点に注目」2013年3月18日付日経新聞）。

オーナー型企業には家訓や所有と経営の一致によって高いモチベーションがある一方、従業員や非支配株主を搾取するとか経営者が暴走するリスクが高いから、法的規制や企業統治面から経営者をうまく抑制し従業員や非支配株主を活かすほうが良い結果になるというガバナンス論となる。他方、支配株主の圧倒的な力に比べると、少数株主の法的地位は非力であり、法

的保護に欠ける場合がある。たとえば、公開会社であれば、支配株主は公開買付によって発行株式の過半数を買占め、その他の普通株式を取得条項付き株式に転換したうえで、非支配株主を容易に締め出すことができる。資本の論理からこうなりがちであるが、企業統治面では重い課題である。

第7章 バーゼルⅢにみる自己資本のコア

より健全な自己資本比率規制のあり方

BIS（国際決済銀行）の銀行監督局は、国際的統一基準バーゼルⅠおよびⅡを定めて銀行の自己資本規制を行ってきた。中南米のカントリーリスク債権をきっかけに1992年から導入されたのがバーゼルⅠ。1990年代のデリバティブ取引急拡大による銀行の巨額損失事件をきっかけに見直されたのがバーゼルⅡ。2010年末のバーゼルⅢは、いまさら言うまでもなく、サブプライムローンとリーマンショックであり、過剰な投融資を抑えるために自己資本の要件が一段と厳しくした。金融機関特有の金融商品や取引に関する細かな規制は一般事業会社にとっては無関係である。しかしながら、IFRSを共通尺度としながら、自己資本を形式にとらわれず、経済実態としての資本を厳しくとらえる視線は、資本とは何かを再検討する上で非常に参考になる。

資本構成と最低自己資本比率

バーゼルⅠとⅡにおけるTier1、その追加項目およびTierⅡは、下記図表7-1のようであったが、バーゼルⅢでは、自己資本の損失吸収力を高める要件が加わっている。

図表7-1 TierⅠ&Ⅱによる資本項目と最低自己資本比率

資本項目	最低自己資本比率
Tier1：普通株式など資本性商品を発行したことによる払込み額、剰余金等内部留保、累積包括利益、非支配株主持分など、IFRSでは資本として認識されるもの。	4.5%
Tier1追加項目：発行会社のコールオプションは5年経過後から可能なもの（ただし、監督当局の承認を要す）を含む。	6%
Tier2：信用リスクアセットや引当金の一部を算入する。	8%
ストレス時に取崩し可能な資本のバッファー：2.5%を追加	10.5%

ここでいう自己資本は、上記区分表から分るように、Tier1の資本項目は会計上の資本をカバーし範囲は一致している。ところが、Tier1追加項目やTier2となると、銀行監督当局の目が光ることを前提としているため会計上の負債も含まれる。したがって、以下ではTier1の分類判定規準およびその調整項目に注目したい。

Tier1「普通株式」と分類するための判定規準

パーゼルⅢは、Tier1の自己資本の中核である要件として次の11項を掲げている。単なる資産と負債の差額という定義ではなく、資本に求められる厳しい資格要件を掲げている。ところが、良くみると、何一つ突飛な要件はない。たとえば、最後の11は、融資を通じた自己株式取得を禁じている。わが国会社法でいえば、第135条「子会社は親会社株式を取得してはならない。」がこれに近く、包括的かつ実質的な資本充実を求めている。

- 1) 銀行を清算するときの最劣後請求権を表す。
- 2) 株主に持株数に応じた残余財産請求権を与える。
- 3) 払込み元本は永久に企業内に留まり清算時以外には決して外部に払い戻されない。
- 4) 銀行が証券を買戻すとか償還することはあり得ない。
- 5) 配当は剰余金から払い出されるが当初の払込額にリンクすることはあり得ない。
- 6) 配当は義務ではない。
- 7) 配当は法的・契約上の義務を履行し優先株式の配当を終えたあとに行う。
- 8) ゴーイングコンサーンの最初にして最大の損失吸収証券である。
- 9) 債務超過に陥った時負債としてではなく持分資本と認識される払込額である。
- 10) 現行会計基準に照らして資本と分類される払込額である。
- 11) 証券は直接発行され払い込まれ、銀行は直接間接に買取り資金を提供していない。

Tier1の調整項目

次の調整項目は、ここでは一般事業会社についても言える項目のみ選んでいるが、Tier1の資本計算から控除されなければならないことになっている。

- 1) のれんおよびその他無形資産（IFRSの定義による）を控除する。
- 2) 繰延税金資産（繰延税金負債との相殺純額）を控除する。
- 3) キャッシュフローヘッジのプラス金額は控除し、マイナス金額は足しあげる。
- 4) 行内信用格付けによる損失引当金不足額は税効果前の全額を控除する。
- 5) 証券化の売却処理によって利得、それによって増加した資本額は控除する。
- 6) 自行の信用リスク低下に伴う金融負債の評価益は控除する。
- 7) 確定給付型年金ファンドの積立不足額は全額控除する。
- 8) 自社株式（契約上購入する義務を負う株式を含む）を全額控除する。

以下の項目は金融機関特有のものが多いため割愛する。

上記1)と2)を資本計算から控除する理由は、のれんと繰延税金資産は、将来の収益や課税所得によって回収される性質の資産であり、換金可能性がないからであろう。わが国の旧商

法や会社法には、配当制限の形で繰延資産を排除したことがある。3) のキャッシュフローヘッジは、フェアバリュヘッジと異なり、ヘッジ手段の公正価値額は累積その他包括利益に含まれる一方、ヘッジ対象の評価損益は含まれないからであろう。累積その他包括利益の中にはこうした資本とはいえない不純物が含まれているから、包括利益を額面通り当期業績と受止めるには3) と同様の調整が必要であることを示唆している。5) と6) は、2007～8年の金融危機で露呈したいかがわしい会計慣行への対応策である。

サブプライムローンの証券化

証券化による入金額は、売却代金ではなく、借入金として処理する選択肢もあったが、QSPE という連結はずし的手段を使って、売却代金とした。金融商品の消滅を認識し、前倒しで一挙に利得を認識する実務が横行していたのであった。「まず取引があり、それを一定のルールに照らして会計処理を選択する」のではなく、「まず売却益を狙い、その“実現”に向けて、ルール上の消滅認識要件を満たす取引」すなわちストラクチャリングであった。そのようなストラクチャリングによって得た売却益は、譲渡人が譲受人との契約によって遡及義務から完全に法的に解放されていない限り、不確実な評価益にすぎない。

FAS140 号の QSPE（親会社からの独立性が高いとみられ、連結を免れる適格 SPE）はリーマンショック後 FAS160 号によって直ちに廃止されたが、財務構成要素アプローチと併用されることによって、証券化商品の売却処理と益出しを容易にしたのであった。

信用格付け低下に伴う金融負債の評価益

金融負債の時価評価そのものは悪くない。外貨建て社債は毎期末その時の為替相場で見直す。円高になれば負債の円価額が縮小し換算差益が発生する。ところが、発行体の信用格付けが下がったからという理由で再評価すればおかしなことになる。将来キャッシュフローを高いリスクプレミアム込みの割引率で計算した現在価値は簿価の債務より小さくなり差益が発生する。公正価値計算上はそうなるとしても、債務弁済義務は自社の信用格付け低下によって自動的に減少するものでない。また、差益を当期利益ではなく、累積その他包括利益に計上しても誤解を完全に防げるとは限らない。

資産の健全性と負債の網羅性こそ損失吸収機能をもつ資本

バーゼル合意の中身は金融不祥事の都度見直されて、見つかった欠陥を塞いできたが、バーゼルⅢによる手直しのとを振り返ってみると、まだまだ不完全なところが依然として残っていたことが分る。資本の本質は「損失を吸収する能力」にはかならないが、それは「資産の健全性」と「負債の網羅性」によって辛うじて支えられている。「資本とは何か」、それは純資産

の部の中身だけを精査するだけでなく、バランスシート全体の中で考察すべきものである。

お わ り に

新しい資本の概念、ファイナンス、会計処理について、国際比較を交えながらできりだけ包括的に検討してきた。最も注目される点は「形式的資本維持から実質的資本充実へ」とパラダイムシフトが起こったことである。わが国の旧商法が金科玉条のように掲げていた「資本充実・維持、資本不変、資本確定の 3 原則」が消滅したわけではない。硬直的・法形式原則から柔軟で経済実質の原則へと変わってきたのである。すなわち、資本の価値は資産負債の公正価値会計に依存する仕組みが明瞭になってきた。財務情報の目的は投資家に有用な情報を提供することであるが、資本会計のパラダイムシフトは実質的な企業価値についての情報提供を通じてコーポレート・ガバナンスに貢献できる可能性が高まった。

これからの課題もいくつか見えてきた。第 1 に、随所で指摘したように、わが国の GAAP はいまだ完全にはパラダイムシフトを終えていない。第 2 に、純資産の部に表示される累積その他包括利益の増減額は、そのまま業績の一部としてカウントできるものではない。ただし、新資本会計を否定すべき欠陥ではなく若干の修正を加えれば修正できる程度の欠陥にすぎない。第 3 に、資産の部には繰延(税金)資産・無形資産・のれんのようなリスク資産が増えている。純資産の真水部分を計測するには決して目を離せないところである。株式公開企業の企業価値は「株価×発行株式数」で測ることが多いが、資産負債の差額としての資本の実態価値こそ企業価値測定の出発点でなければならないと考える。

以上

参考文献

- 伊藤邦雄（2011）「包括利益開示の意義・影響・課題」『企業会計』Vol. 63, No. 3, 中央経済社
- 川村義則（2010）「企業会計上の資本概念の再考」IMES Discussion Paper No. 2010-J-4, 日本銀行金融研究所
- 古賀智敏編（2011）『国際会計基準と日本の会計実務三版補訂版』同文館出版
- 斉藤静樹・徳賀芳弘編（2011）『体系現代会計学第1巻企業会計の基礎概念』中央経済社
- 斉藤静樹（2009）『会計基準の研究』中央経済社
- 商事法務編（2006）『会社法関係法令 全条文』商事法務
- 須田徹（1998）『アメリカの税法』中央経済社
- 鈴木竹雄（1994）『新版 会社法 全訂第五版』弘文堂
- 龍田節（2003）『会社法 第9版』有斐閣
- 武田隆二（2008）『最新財務諸表論 第11版』中央経済社
- 武田隆二編著（2006）『新会社法と中小会社会計』中央経済社
- 醍醐聡（2009）『会計学講義 第4版』東京大学出版会
- 徳賀芳弘（2003）「負債と資本の区分」『企業会計』2003, Vol. 5, No. 7, 中央経済社
- 藤田敬司（2006）『資本・負債・デリバティブの会計』中央経済社
- 藤田敬司（2009）『M&Aの会計システム』中央経済社
- 中央経済社編（2012）『監査小六法』中央経済社
- 野口晃弘（2004）『条件付新株発行の会計』白桃書房
- 野口晃弘（2010）「資本概念に関する国際的な動向」『企業会計』2010 Vol. 62 No.1 中央経済社
- 弥永真生（2003）『資本の会計』中央経済社
- Basel Committee on Banking Supervision (2010) *Basel III: A global regulatory framework for more resilient banks and banking systems*, Bank for International Settlements.
- Berman, K., Knight, J. (2013) *Financial Intelligence* Harvard Business Review Press
- IASB (2013) *A review of the Conceptual Framework for Financial Reporting*
- Schroeder, R. et al. (2001) *Financial Accounting Theory and Analysis, 7th Edition* John Wiley and Sons, Inc.
- Luedenbach, N. (2010) *IFRS 6*Auflage Haufe Mediengruppe

